

総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成20年5月15日

1. 平成20年度生涯学習計画についての調査

目標像を「人が育ち、地域を育むまち」目標を「自立する湯沢町民の育成」とし、推進方策は「学ぶ」「活かす」「広げる」「支える」をテーマに各種事業を展開する計画である。

2. 平成19年度町民税の収納状況についての調査

4月末における町税の収納状況は、75・5%、前年の同時期を1・8%上回り、平成18年度決算より1・1%上昇し、国保税を加えても平成18年度決算よりも0・9%上回っている。

課税額が年々下がっている中で、徴収率の上昇であり、具体的な理由は見えてこないが、不能欠損処理の影響、首都圏景気の上昇等が考えられ、当初予算計上額の確保は達成された。

3. 平成20年度の行財政改

革の取り組みについての調査

① 事務事業の整理合理化

事務事業の見直しの継続、機構改革の検証、指定管理者制度導入の更なる検討等

② 公務員改革

職員の職種変更制度の導入、不正防止自浄作用の向上と透明で公正な町政運営を図るため「湯沢町職員等公益処遇要綱」の施行

③ 第三セクターの見直し

(財) 都市施設公社のあり方等

④ 経費削減等の検討

補助金交付規則の改正(補助率の変更等)

開会中の委員会審査

平成20年6月10日

平成20年6月11日

● 請願第32号

湯沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

■ 審査の結果

「賛成多数で可決すべき

ものと決定」

今年度の国保税は、算定率等の変更により、医療費一般分において、軽減後の平均予定課税額は一世帯当たり前年より5万3千648円の減で8万293円、一人当たり2万2千722円の減で4万1千386円となる。

介護一般分では、軽減後の平均予定課税額は一世帯当たり前年より1万5千568円の減で1万9千978円、一人当たり1万1千277円の減で1万5千199円となる。

今年度新設の後期高齢者医療支援金一般分は一世帯当たり3万2千983円、一人当たり1万7千1円となる。モデル世帯全階層において前年より大幅な引き下げとなる条例の改正である。

◎ 主な質疑

Q：後期高齢者医療制度の創設で75歳以上の保険税が入らず収入が減少するの、今回の条例改正で国保税が大幅に下がることになる原因は何か。

A：新設の前期高齢者交付金を当初予算では新制度であり、未確定なことから3千585万円計上していたが、1億7千561万円の交付決定があり、医療一般分の必要額が前年より約1億1千万円、介護一般分の必要額が約1千360万円減少したことにより、大幅な国保税の引き下げとなった。

● 請願第2号

へき地級地見直しに関する請願

■ 審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

6年毎の級地見直しにお

いて、地域の実情を考慮し、へき地教育の振興と教育の機会均等を保障する見直しが行われるよう要望する請願。

● 請願第3号

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願

■ 審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

「30人以下学級の実施をはじめとする義務標準法の改正」「弾力的な教職員加配」「国の負担割合を2分の1にする」ことを求める請願。

厚生福祉常任委員会報告

開会中の委員会審査

平成20年6月11日

● 議案第34号

湯沢町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■ 審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

病院の利用に際して利用者が納める料金の額の算定に用いられる厚生労働省告示の内容が変更されたことに伴い、条例の一部を変更するもの。